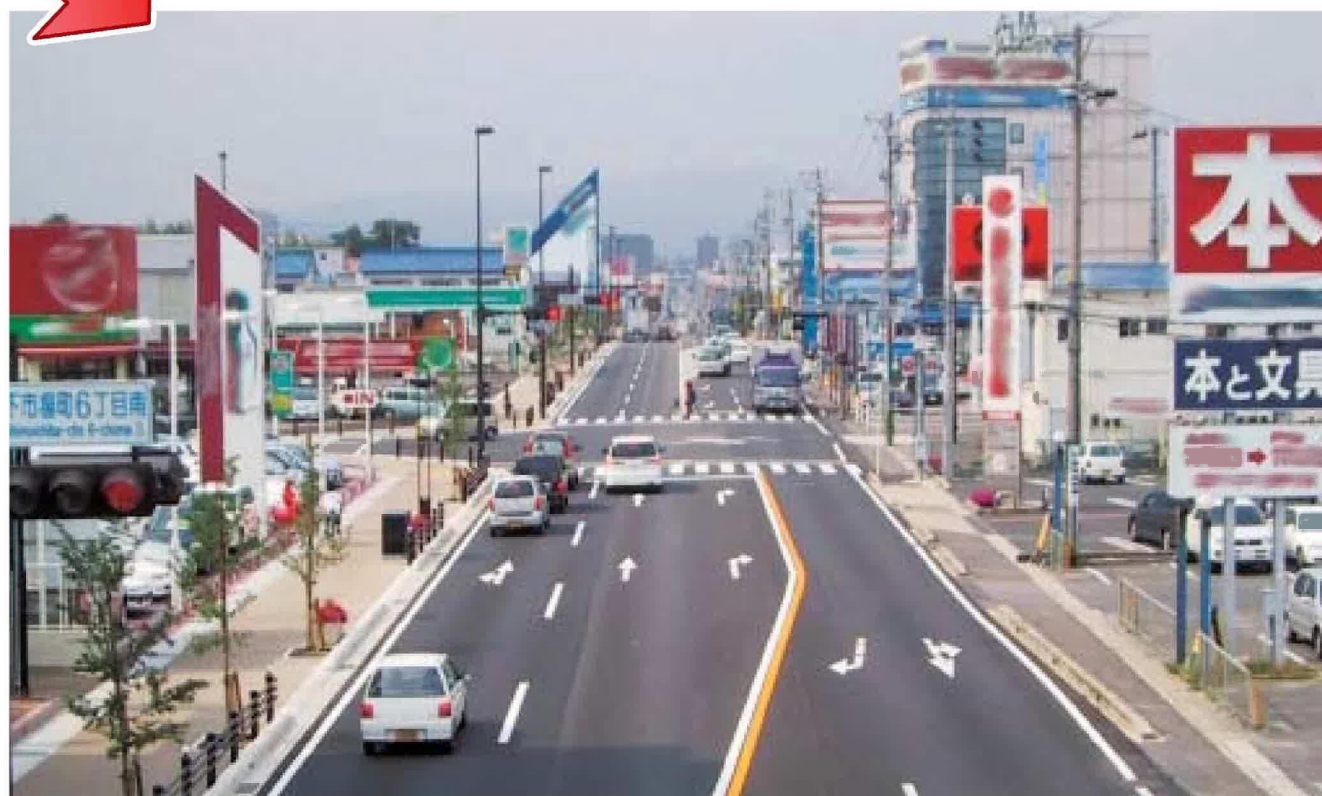




とよた248北部地区広告景観地区

広告景観指針のあらまし

魅力ある広告景観をめざして



豊 田 市

とよた248北部地区広告景観地区 広告景観基準

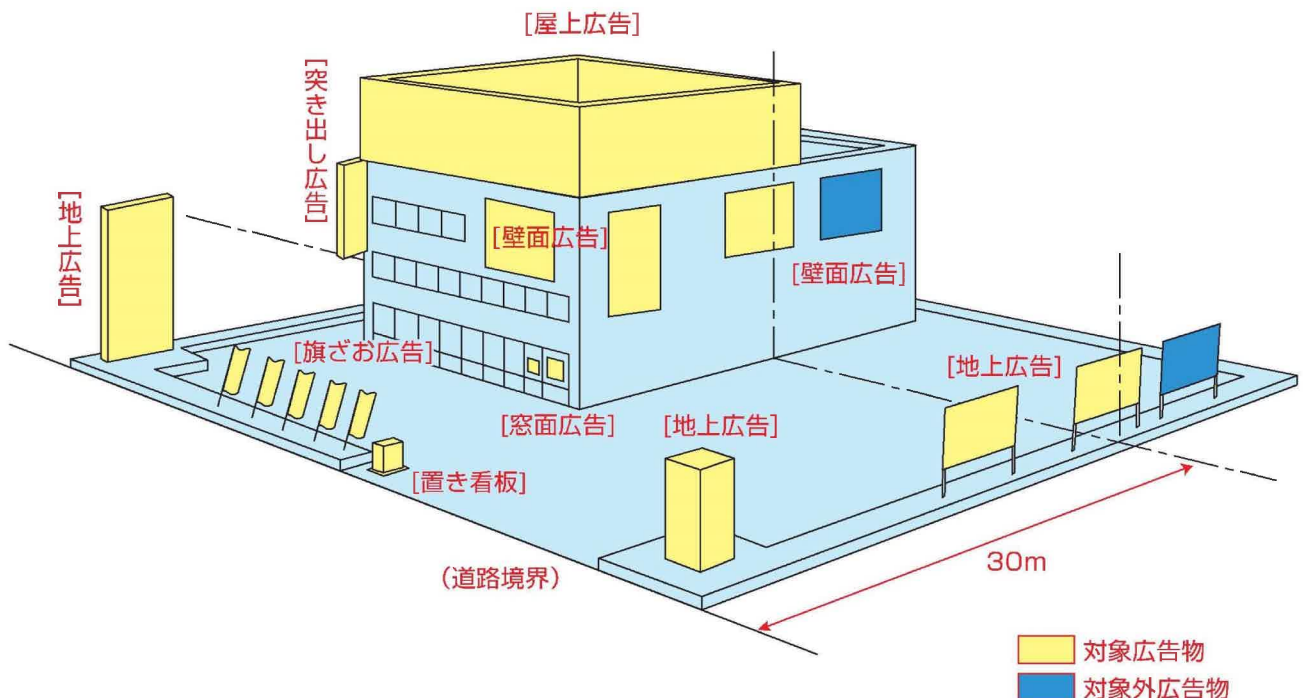
豊田市の環状放射型道路網の骨格を成す道路の一つである国道248号は、都心へのアクセス道路として、将来にわたり豊田市のイメージを印象づける重要な路線です。中でも挙母町から下市場町までの沿線は、ロードサイド型商業施設が集積し、市内でも有数のショッピングエリアとなっています。

豊田市は、広告物と地域環境との調和を図ることが特に必要な区域を広告景観地区として、とよた248北部地区（国道248号挙母町交差点から下市場交差点までの沿道30m以内の区域）を指定し、広告景観指針を定めて、風格ある美しい都市景観と洗練された活気あるショッピングストリートの実現に向けて、秩序ある良好な広告景観の形成をめざします。

《基本構想》

- 豊田の顔にふさわしい賑わいや潤いを演出する広告景観づくり
- ロードサイド型ショッピングストリートにふさわしい広告景観づくり
- 猿投山への眺望に配慮した美しく風格ある広告景観づくり

【対象となる広告物】



一広告景観地区とは一

「広告景観地区」は、良好な景観を形成するために広告物の整備が特に必要な地域として指定された地区です。これらの地区には、広告物の整備についての「広告景観基準」が定められ、広告物を設置しようとする人は、この基準に適合するように努めなければなりません。

（豊田市屋外広告物条例第6条から第8条）

一広告景観地区の指定以前にあった広告物の扱いについて一

豊田市屋外広告物条例に適合して表示・設置された広告物などについては、指定の日から3年間は、この広告景観基準の規定は適用されません。（豊田市屋外広告物条例第15条）

【共通の基準】

- ①屋外広告物は、自家用広告物を原則とする。ただし、表示面積20㎡以下で形態に配慮されたものについてはこの限りではない。
- ②極端に鮮やかな色や、けばけばしく点滅する広告物は設置しない。
- ③広告物は、街の景観に配慮した秩序ある提出に努める。

とよた248北部地区広告景観地区 指定区域図 （国道248号挙母町交差点から下市場交



対象区域

指定区域（平成13年10月1日より施行）

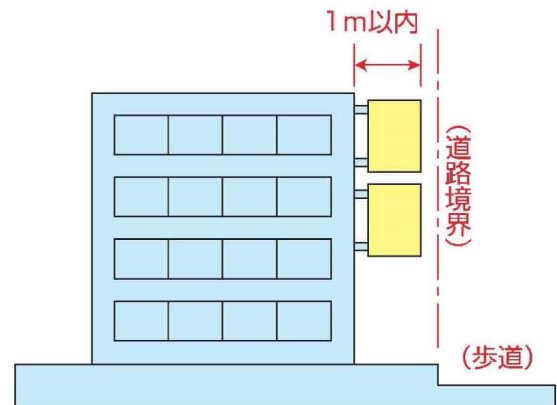
指定区域（平成14年10月1日より施行）

※沿道30m以内とは、国道248号道路拡幅後の道路境界線から30m以内を

【個別の基準】

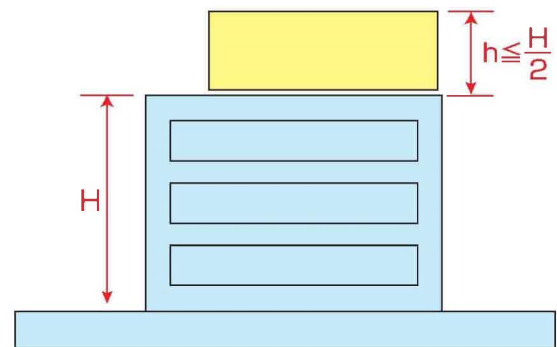
■突き出し広告

- ①突き出し広告は、一壁面につき一列にまとめて提出する。ただし、飾り看板等小規模なものは除く。
- ②頂部は建物の壁面の高さを超えず、突き出し幅は建築物の壁面から1m以内とし、歩道上に突き出さない。

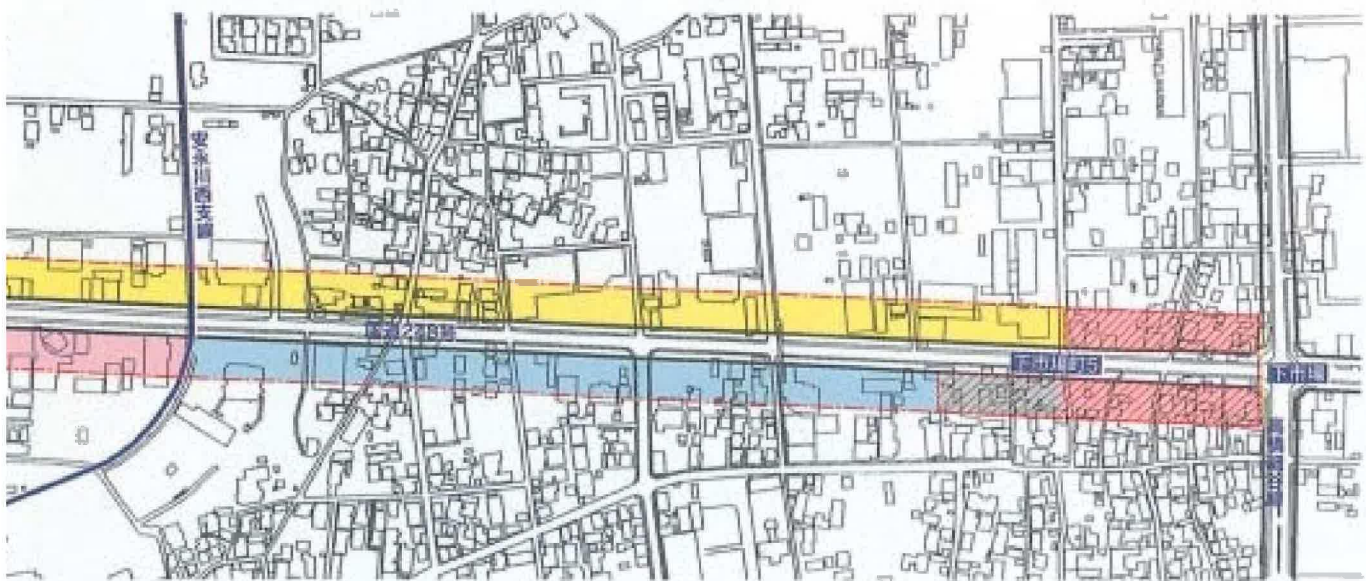


■屋上広告

- ①屋上広告は、安定感のある形態とし、骨組み・支柱等の構造体は、道路から目立たないようにする。
- ②屋上広告の高さは、建築物の高さの1/2以下とする。



(起点までの沿道30m以内の区域)



対象区域内の住居系の用途地域



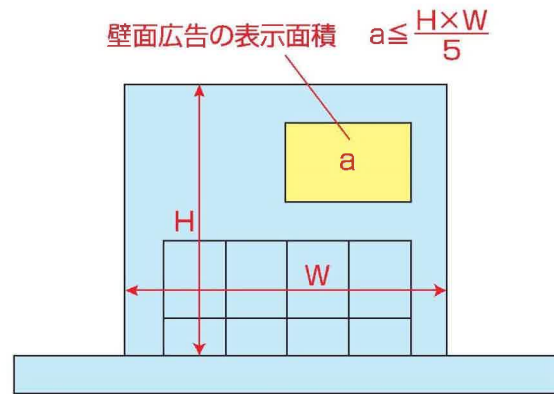
指定区域(平成17年4月1日より施行)

S:1/6000

いう。

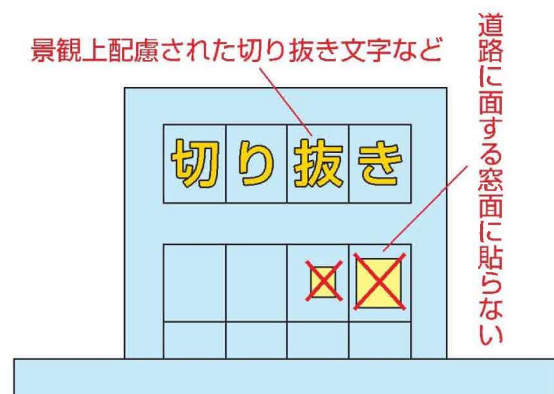
■壁面広告

- ①壁面広告の表示面積は、一壁面につき壁面の1/5以下とする。ただし、一壁面における表示面積が20㎡以下のものは除く。
- ②住居系の用途地域においては、最大可視面積20㎡を超えられない。



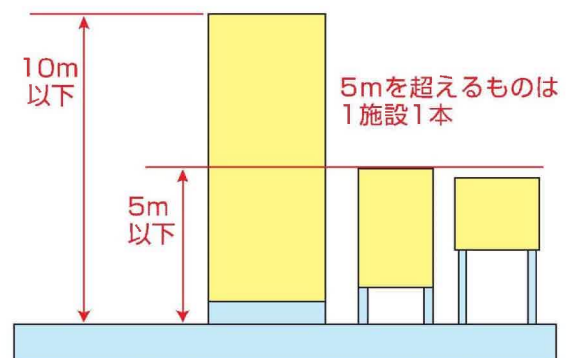
■窓面広告

- ①窓面広告は、切り抜き文字を使用するなど景観上の配慮をする。
- ②道路に面する窓面には、ちらし・ポスター等は貼らない。



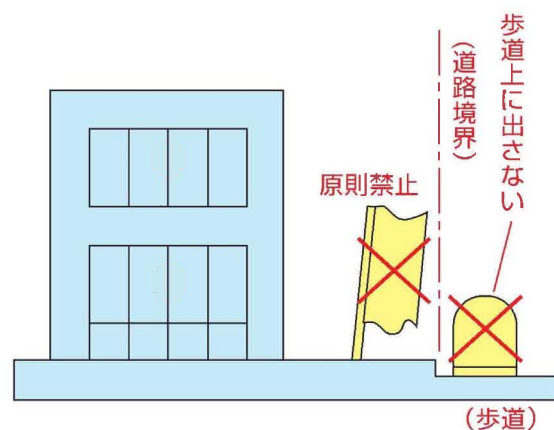
■地上広告

- ①地上広告は、街並みと調和したデザインとする。
- ②地上広告は高さ10m以下とし、5mを超えるものは1施設1本とする。また、複数店舗がある場合はデザイン性の高い集合看板とする。



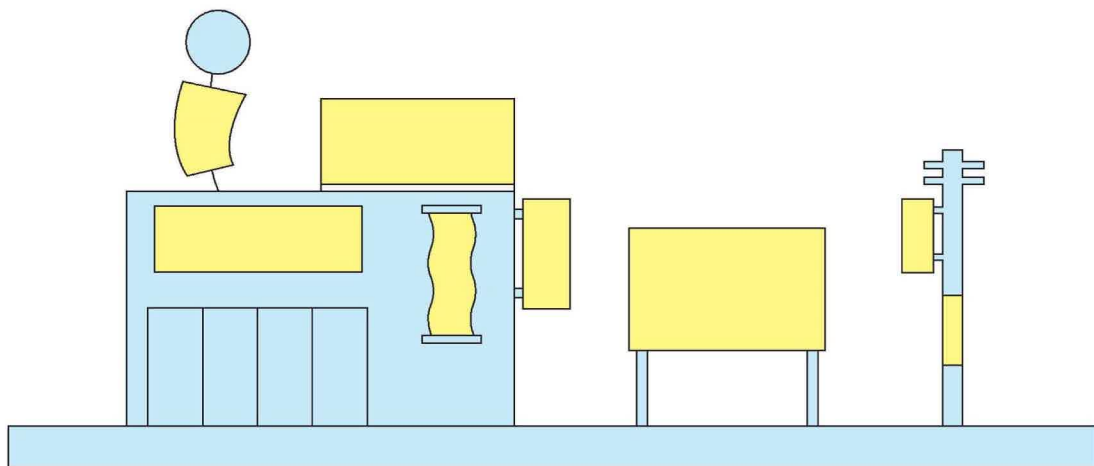
■置き看板

- ①置き看板は歩道に出さないようにし、デザインを工夫するなど景観上の配慮を行う。
- ②旗ざお広告は原則として設置しない。ただし、期間を限定して敷地内に設置するものは除く。



◎屋外広告物とは

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるポスター・はり紙・はり札・立看板・広告板・広告塔などをいいます。これらが独立して設置される場合はもちろん、建物などを利用して表示される場合も含まれます。



◎美しく安全で住みよいまちをつくるための3つの柱

豊田市では、屋外広告物条例により、看板等の表示や設置について必要なルールを定めて美しいまちづくりをすすめています。

1 広告物を出せない地域があります。（禁止地域）

高速道路や道路・鉄道等の沿線で市長が指定した地域、第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区、風致保安林地区等の地域では、広告物の表示・設置はできません。

2 広告物を出せない場所等があります。（禁止物件）

道路上やガードレール、街路樹など公共施設には、法令で認められるもの以外の広告物は表示できません。電柱、街灯柱等にはり紙、はり札、立看板等は表示・設置できません。

3 広告物を出すときは許可が必要です。

自家用広告物は、すべての広告物の合計面積が20㎡を越える場合（禁止地域や住居系の用途地域では10㎡を越える場合）に許可が必要です。

一般広告物（自家用広告物以外のもの）は、面積に関係なくすべての広告物に許可が必要です。

許可期間満了後も継続して表示する場合は、更新許可申請が必要となります。

※住居系の用途地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域をいいます。

●ご相談・お問合せは●

〒471-8501
豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所（西庁舎4階）
豊田市役所 都市整備部 建築相談課 景観担当
TEL：0565-34-6649
FAX：0565-34-6948
Eメール：keikan@city.toyota.aichi.jp